

## 環境影響評価法改正の概要及び本市制度の現状について

## ○ これまでの経緯

- 平成 22 年 3 月 19 日 環境影響評価法改正案を閣議決定し、国会に提出（参議院先議）  
 4 月 21 日 参議院（可決）  
 — 6 月 16 日 第 174 国会閉会（継続審議） —  
 — 8 月 6 日 第 175 国会閉会（ ” ） —  
 11 月 25 日 衆議院（可決）  
 — 12 月 3 日 第 176 国会閉会（継続審議） —  
 平成 23 年 1 月 24 日 参議院（可決）  
 4 月 22 日 衆議院（可決）成立  
 4 月 27 日 改正法（公布）

## ○ 改正の概要と本市制度の現状

改正環境影響評価法の概要			本市制度の現状
改正事項	概要等	施行日	
◎戦略的環境アセスメントの 手続の新設	<p>【 第 1 種事業 】</p> <p>○1 又は 2 以上の事業実施想定区域における計画段階配慮事項を検討し、「<b>配慮書</b>」及びその要約書の作成・公表を事業者<sup>※</sup>に義務付ける。</p> <p>○配慮書等を踏まえ、事業実施区域その他の事項を決定し、その内容の「方法書」への記載を事業者<sup>※</sup>に義務付ける。</p> <p>【 第 2 種事業 】</p> <p>○義務付け → “～できる” 規定</p>	公布日から 2 年以内 ※	法対象事業についても、市条例の事前配慮の規定を準用（方法書に記載）
◎方法書段階における 説明会等	<p>○方法書「<b>要約書</b>」の作成を事業者<sup>※</sup>に義務付ける。</p> <p>○<b>事業者説明会</b>の開催を事業者<sup>※</sup>に義務付ける。</p>	公布日から 1 年以内	義務付けていない。
◎電子縦覧の義務化	<p>○図書の縦覧とともに、<b>インターネットの利用その他の方法による公表</b>を事業者<sup>※</sup>に義務付ける。</p>	公布日から 1 年以内	事業者の協力を得て、本市 Web サイトに掲載
◎政令で定める市から 事業者への直接の意見提出	<p>○<b>関係地域が政令で定める市の区域内の場合、市長が</b>、事業者<sup>※</sup>に意見を述べるものとする。 （県知事も、事業者<sup>※</sup>に意見を述べる<sup>※</sup>ことができる。）</p>	公布日から 1 年以内	市長意見の形成にあたり、審査会・公聴会など市条例の規定を準用（知事の意見照会）
◎事後調査等に係る 手続の具体化	<p>○環境保全措置等に係る「<b>報告書</b>」の作成・公表、許認可権者等への送付を事業者<sup>※</sup>に義務付ける。</p>	公布日から 2 年以内 ※	法対象事業についても、市条例の事後調査の規定を準用

※ 基本的事項に係る改正法の規定は公布日から 1 年以内、主務省令は 1 年 6 か月以内に施行